

障害者の就業等に関する 政策評価書

平成15年4月

総務省

前書き

我が国の障害者対策は、障害者のライフステージのすべての段階において全人的復権を目指す「リハビリテーション」の理念と、障害者が障害をもたない者と同等に生活し、活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念の下に推進されているが、これらの理念を実現するためには、関係する諸分野での社会的基盤の整備を進めるとともに、障害者がその適性と能力に応じて、できる限り社会的自立、職業的自立が図られるように対策を推進していくことが求められている。

このなかで、障害者の就業に関する政策は、障害者の社会的・職業的自立の促進等を目的としており、関係施策として、労働行政の側から、事業主に対する障害者の雇用に関する指導・援助、障害者に対する職業リハビリテーション（職業指導、職業訓練、職業紹介等）等が、教育の側から、障害者を対象とした学校教育の中で職業教育、進路指導等が実施されている。

一方、障害者の就業については、多くの障害者が盲学校、聾（ろう）学校及び養護学校（以下「盲・聾・養護学校」という。）の高等部で教育を受け卒業後に就業等しており、盲・聾・養護学校の高等部在学中から卒業後の職場への適応・定着に至る段階における社会的・職業的自立の支援が最重要の課題となっている。

この政策評価は、以上のような状況を踏まえ、盲・聾・養護学校の高等部在学中から卒業後の職場への適応・定着に至る段階における障害者の就業等に関する政策について、学校教育と職業リハビリテーションとが関係機関の連携協力により総合的に実施され効果を上げているかという観点から評価し、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施したものである。

目次

第1	評価の対象とした政策等(PDF)	1
1	評価の対象とした政策	1
2	評価を担当した部局及びこれを実施した時期	1
3	評価の観点	1
4	学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	1
5	政策の評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	1
第2	政策効果の把握の結果等(PDF)	2
I.	政策の概要等	2
1	政策の背景等	2
2	政策の概要等	4
II.	政策効果の把握の手法及びその結果	6
1	養護学校の生徒の就業の促進に係る学校教育と職業リハビリテーションとの連携	6
(1)	職業能力等の評価	6
ア	実施の内容等	6
イ	把握の結果等	7
(2)	進路相談(職業相談)	11
ア	実施の内容等	11
イ	把握の結果等	12
(3)	現場実習	15
ア	実施の内容等	15
イ	把握の結果等	16
2	養護学校の卒業者の職場適応・定着支援に係る学校教育と職業リハビリテーションとの連携	22
(1)	実施の内容等	22
(2)	把握の結果等	22
第3	評価の結果及び意見(PDF)	29

< 関係資料編 >

第 1 評価の対象とした政策等

1 評価の対象とした政策

「障害者対策に関する新長期計画」(平成 5 年 3 月 22 日障害者対策推進本部決定)及び同計画の具体化を図るための重点施策実施計画である「障害者プラン」(平成 7 年 12 月 18 日障害者対策推進本部決定)に定める障害者の就業等に関する政策

2 評価を担当した部局及びこれを実施した時期

総務省行政評価局 厚生労働担当評価監視官
平成 13 年 8 月～15 年 4 月

(調査実施局所、調査対象機関等の詳細は、資料 11 参照)

3 評価の観点

複数の行政機関の所掌に係る政策について総合性を確保するための評価として、障害者の就業等に関して関係行政機関(文部科学省及び厚生労働省)が講じている政策が総合的に実施されることにより効果を上げているか等について評価

4 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

本評価の実施計画及び評価書の作成に当たって、政策評価・独立行政法人評価委員会の審議に付し、その結果を取り入れた。

平成 13 年 7 月 27 日(金) 第 7 回政策評価・独立行政法人評価委員会
平成 14 年 10 月 25 日(金) 政策評価分科会
平成 15 年 1 月 24 日(金) 第 22 回政策評価・独立行政法人評価委員会

上記委員会及び政策評価分科会の議事要旨及び議事録については、総務省ホームページを参照

(http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku-hyoukaiinkai_f.htm)

5 政策の評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

当省が実施した調査(アンケート調査を含む。)の結果等

第2 政策効果の把握の結果等

政策の概要等

1 政策の背景等

我が国の障害者対策は、「障害者対策に関する新長期計画」(平成5年3月22日障害者対策推進本部決定。対象期間：平成5年度から14年度まで)、「障害者基本計画」(平成14年12月24日閣議決定。対象期間：平成15年度から24年度まで)等の長期計画、及び「障害者プラン」(平成7年12月18日障害者対策推進本部決定。対象期間：平成8年度から14年度まで)、「重点施策実施5か年計画」(平成14年12月24日障害者施策推進本部決定。対象期間：平成15年度から19年度まで)等の重点施策実施計画によって全般的な推進が図られている。

障害者対策においては、障害者のライフステージのすべての段階において全人間的復権を目指す「リハビリテーション」の理念と、障害者が障害をもたない者と同等に生活し、活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念の実現に向けて、関係諸施策が推進されている。さらに、これらの諸施策については、地域の中での共生、社会的自立の促進、バリアフリー化の促進等の観点から重点化を図りつつ推進されているが、ノーマライゼーションやリハビリテーションの理念を実現するためには、ハード面及びソフト面の両面での社会的基盤の整備が進められるとともに、障害者がその適性と能力に応じて、できる限り社会的自立、職業的自立が図られるよう推進していく必要がある。

「障害者プラン」では、社会的自立の促進について、「障害の特性に応じたきめ細かい教育体制を確保する」とともに「障害者がその適性と能力に応じて、可能な限り雇用の場に就き、職業を通じて社会参加することができるような施策を展開する」としており、教育・育成及び雇用・就業分野の施策を中心に社会的自立の促進に係る諸施策が展開されている。

障害者の教育・育成において中核となっているのは、学校教育である。学校教育法(昭和22年法律第26号)においては、「盲学校、聾学校又は養護学校は、それぞれ盲者(強度の弱視者を含む。)、聾者(強度の難聴者を含む。)又は知的障害者、肢体不自由者若しくは病弱者(身体虚弱者を含む。)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に

準ずる教育を施し、あわせてその欠陥を補うために、必要な知識技能を授けることを目的とする」(第71条)等、障害者等について、その障害の状態、特性等に配慮した学校教育が受けられるよう関係規定を定めている。

現在は、通学して教育を受けることが困難な児童・生徒に対する家庭、児童福祉施設、医療機関等への訪問教育を含め、ほとんどの障害者が義務教育段階の教育を受けている。さらに、盲学校、聾学校及び養護学校(以下「盲・聾・養護学校」という。)の高等部の整備等に伴って、盲・聾・養護学校の中等部及び中学校の特殊学級の卒業者の大部分が盲・聾・養護学校の高等部、高等学校等へ進学しており、高等学校段階の教育を受けてから、更に進学又は就業等している状況がみられる。

障害者の雇用・就業に関する政策については、職業安定法(昭和22年法律第141号)、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)等により、障害者雇用率制度による事業主に対する雇用率達成指導、障害者雇用納付金制度等による事業主支援、障害者雇用に関するノウハウの提供等による事業主に対する指導・援助、障害者の特性を踏まえた職業リハビリテーション(注)の実施、障害者雇用に関する広報啓発等が行われている。

障害者の就業状況については、全体としては相当改善されてきているが、身体障害者に比べて、知的障害者については、従来、雇用に適するかどうかの判定が困難、就業可能な職域が限定、社会生活指導面で特別な配慮が必要等の事情があり、近年それらについて改善が進んできているものの、いまだその就業は厳しい状況にある。

(注) 職業リハビリテーションとは、「障害者に対して職業指導、職業訓練、職業紹介その他この法律に定める措置を講じ、その職業生活における自立を図ること」(障害者雇用促進法第2条第6号)をいい、具体的には、次のような措置が該当する。

)職業リハビリテーションの対象となる障害者に関する情報の収集、)
職業評価、)職業指導、)職業訓練、)職業準備訓練、適応訓練、)
職業紹介、)就職後の障害者に対する職場適応、職場定着等に係る助言及び指導、)事業主に対する職場適応、職場定着等に係る指導

2 政策の概要等

障害者の就業に関する政策は、「障害者プラン」においては「社会的自立の促進」に係る項目の中に位置付けられており、障害者雇用促進法においては「この法律は、(中略)障害者がその能力に適合する職業に就くこと等を通じてその職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、もつて障害者の職業の安定を図ることを目的とする」(第1条)とされているように、障害者の社会的・職業的自立の促進、職業の安定等を目的としている。

このような目的の下に、障害者の就業に関する施策として、労働行政の側からは、事業主に対する障害者の雇用の促進に係る指導・援助、障害者に対する職業リハビリテーション等が、教育の側からは、生徒・学生に対する学校教育の中で職業教育、進路指導を中心に職業的自立に向けた教育活動等が実施されている。障害者の就業については、前述のように、多くの障害者が盲・聾・養護学校の高等部等で教育を受け卒業後に就業等している状況にあり、盲・聾・養護学校の高等部在学中から卒業後の職場への適応・定着に至る段階における社会的・職業的自立の支援が最重要の課題となっていることから、この段階における教育の側からの学校教育及び労働行政の側からの職業リハビリテーションの取組等を、複数の行政機関の所掌に係る政策について総合性を確保するための評価として本政策評価の対象とする。中でも、知的障害者は、若年の障害者の半数以上を占め、その就業はいまだ厳しい状況の下にあることから、知的障害者を教育する養護学校の高等部(以下「養護学校」という。)における、就業に係る進路指導等、及び就業した卒業者に対する職場適応・定着支援並びにこれらに対応した職業リハビリテーションの関わりを例に取る。

養護学校における就業に係る進路指導等の具体的な実施方法等については、「盲学校、聾学校及び養護学校高等部学習指導要領」(平成元年10月24日文部省告示第159号。以下「学習指導要領」という。)等に定めるほか、それぞれの養護学校に任されているが、標準的な取組について、養護学校と公共職業安定所を始めとする労働関係機関の双方がかかわる場面を中心にみると、次のとおり行われている(資料1「養護学校と公共職業安定所・地域障害者職業センターとの連携の概要」参照)。

養護学校は、第2学年時の前半頃に、就業を希望する者等に地域障害者職業センターの職業評価を受けさせて、生徒の職業能力、適性等を把握する。

養護学校は、第3学年時の始め頃に、生徒の卒業後の進路について、生徒・保護者、養護学校等関係者の意思の統一を図り、本格的な準備活動に入るための進路相談（職業相談）を実施する。これに公共職業安定所等が情報提供、進路相談（職業相談）への参加等により協力する。

養護学校は、各学年の前半及び後半に各1回程度の頻度で現場実習を実施する。公共職業安定所等は、養護学校の現場実習先の開拓について情報提供、あっせん等により協力する。

また、就業した卒業者に対して、養護学校、公共職業安定所の双方により、職場への適応・定着のための支援的活動が行われている。

盲・聾・養護学校の学校数、卒業生数（高等部）等の現況は、次表のとおりである。

表1 盲・聾・養護学校の学校数、卒業生数（高等部）等

（単位：校、人）

区 分	学校数 (平成13年度)	うち高等 部設置校 数	高等部（本科）の卒業生数		
			平成11年 3月卒業	平成12年 3月卒業	平成13年 3月卒業
盲 学 校	71	59	322	344	334
聾 学 校	107	70	468	542	596
知的障害者を教育する養護学校を含むすべての養護学校	818	662	9,858	10,337	10,811
うち知的障害者を教育する養護学校	525	453	7,901	8,205	8,664
計	996	791	10,648	11,223	11,741

（注）「学校基本調査報告書」（文部科学省）等に基づき当省が作成した。

政策効果の把握の手法及びその結果

本政策評価においては、盲・聾・養護学校の高等部在学中から卒業後の職場への適応・定着に至る段階における障害者の就業に関する政策について、学校教育と職業リハビリテーションとの連携協力により総合的に実施され効果を上げているか等の観点から、養護学校と公共職業安定所等労働関係機関との連携協力に係る4場面を例に取って分析する。

1 養護学校の生徒の就業の促進に係る学校教育と職業リハビリテーションとの連携

(1) 職業能力等の評価

ア 実施の内容等

養護学校における進路指導については、「生徒が自らの在り方生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行うこと」とされている（学習指導要領）。

進路指導の実施に当たって、養護学校においては、日々の教育活動等を通じた観察に加え、学習・生活状況の記録・評価、障害の状態や健康診断の記録、生徒相談等の記録等の活用により、個々の生徒の持つ特性等の把握に努めているが、生徒の職業面での能力・適性、課題等については、学校自身による把握の努力に加えて、一般に地域障害者職業センターが行う障害者に対する職業評価（以下「職業評価」という。）を利用している。

職業評価は、「障害者の職業能力、適性等を評価し、及び必要な職業リハビリテーションの措置を判定する（障害者雇用促進法第9条の2）ものであり、（ ）職業評価を申し込んだ障害者であって、その必要があると認められるものを対象として、（ ）職業能力・適性等を身体的側面、精神的側面、社会的側面及び職業的側面から総合的に評価し、（ ）評価の結果に基づき、必要な職業指導・援助措置等に係る実施計画（職業リハビリテーション計画）を策定することとされている。

地域障害者職業センターは、障害者雇用促進法に基づいて、日本障害者雇用促進協会が設置・運営する職業リハビリテーションの実施機関であり、各都道府県ごとに1センターが設置（うち5都道府県には各1か所の支所が設置）されている。同センターは、障害者職業カウンセラーを配置し、公共職業安定所を始めとする関係機関との連携の下に、専門的な職業評価、職業指導のほか、

職業準備訓練、職域開発援助事業、職業講習等の職業リハビリテーション業務を実施している。

養護学校における職業評価の利用については、地域障害者職業センターと「期日等を調整し、計画的に進めるようにすることが大切である」とされている（「知的障害養護学校高等部の指導の手引」（平成8年文部省作成。以下「指導の手引」という。））。

養護学校が、障害者の職業リハビリテーションの専門機関である地域障害者職業センターの職業評価を利用し、評価結果を活用して、その後の職業面における教育・指導を的確に実施することにより、生徒の就業可能性の増大、卒業後の社会生活、職業生活への円滑な移行等の良い影響を与えることが期待される。そこで、職業評価の利用及び評価結果の活用が生徒の就業に結び付いているか否か、その効果を把握するため、職業評価の利用及び評価結果の活用状況と生徒の就業状況との関係について分析した。

イ 把握の結果等

(ア) 過去3年間の卒業生（平成11年3月、12年3月及び13年3月に卒業した者）のうち、在学中に求職登録を行っていた者が5人以上いる養護学校から68校を無作為に抽出し、進路指導の実施状況、卒業生の就業状況等について調査（以下「学校調査」という。）した。この68養護学校における職業評価の利用状況をみると、64校（94.1パーセント）とほとんどの養護学校が利用している。

(イ) 職業評価を利用している養護学校（64校）と利用していない養護学校（4校）における就職率（就職希望者（第3学年時の進路希望調査で就職を希望した者）のうち就職した者の割合をいう。以下同じ。）を比較すると、前者が71.8パーセントであるのに対して後者は73.4パーセントと1.6ポイントの差がみられるが、この差は統計的に有意のものではない（注）（表2参照）。

（注）職業評価の利用の有無によって区分した養護学校グループ間の就職率の差が有意であるか否かを検証するに当たっては、差の検定（^{カイ}二乗検定、有意水準5パーセント）を行った。以下、ある要因によって区分したグループ間の比率（就職率等）の差が有意であるか否かを検証する場合は、同様の方法による。

表 2

職業評価の利用の有無と就職率

(単位:校、人、%)

区 分	養 護 学 校 数	卒業者数 (平成 10～12 年度)		就職率 (b/a)	
		うち就職希 望者数 (a)	うち就職 者数 (b)		
職業評価を利用し ている養護学校	64	4,594	1,579	1,134	71.8
職業評価を利用 していない養護 学校	4	262	139	102	73.4
計	68	4,856	1,718	1,236	71.9

(注) 当省の調査(学校調査)結果による。

また、学校調査の対象とした 68 養護学校の卒業者(平成 11 年 3 月、12 年 3 月及び 13 年 3 月に卒業した者)のうち在学中に求職登録を行っていた者から 1 校当たり 5 人、計 340 人を無作為に抽出し、このうち協力の得られた 248 人について、在学中に受けた進路指導の状況、就業状況等を調査(以下「個人調査」という。)した。この 248 人の養護学校卒業者のうち、在学中に職業評価を受けた者のグループ(214 人)と受けていない者のグループ(27 人)における就職率を比較すると、前者が 83.6 パーセントであるのに対して後者は 81.5 パーセントと 2.1 ポイントの差がみられるが、この差は統計的に有意のものではない(表 3 参照)。

表 3 職業評価を受けた者、受けていない者等別の就職率

(単位:人、%)

区 分	就職者数 (a)	未就職者数 (b)	計 (a+b)	就職率 (a/a+b)
職業評価を受けた者	179	35	214	83.6
職業評価を受けていない者	22	5	27	81.5
職業評価を受けたかどうか 不明の者	5	2	7	71.4
計	206	42	248	83.1

(注) 当省の調査(個人調査)結果による。

以上のとおり、養護学校における職業評価の利用の有無、あるいは養護学校卒業者について在学中に職業評価を受けたか否かによる生徒の就職率の差異についてみたところ、職業評価の利用が生徒の就業に影響を与えていることは確認されなかった。

この要因としては、職業評価を利用していない養護学校の中には、自ら独自に職業能力の評価を行っているものがあり、そのことが影響しているのではないかと推測される。

(ウ) 生徒が職業評価を受けたときは、養護学校においては、その評価結果を踏まえて、その後の教育・指導、例えば現場実習(現場実習の概要については、後述(3)ア参照)を行っており、これらの活動を経由して職業評価が生徒の就業に影響を与えていることが想定される。そこで、個人調査の対象とした養護学校卒業者を職業評価の結果に基づく指導区分によりグループ分けし、更に現場実習の履修回数別に分けて就職率との関係について分析した。職業評価の結果に基づく指導区分(注)は、おおむね次のとおりとなっている。

○セクション : 直ちに(在学者にあっては卒業後直ちに)職業に就くことが適当であると判断される者

○セクション : 必要な訓練や教育を受けることによって初めて職業に就くことが適当と判断される者

○セクション : 上記以外の者(身の処置能力等からみて在宅での就労が適当と判断される者、療養を要すると判断される者等)

(注)地域障害者職業センターでは、平成13年7月以降、職業評価の結果に基づき指導区分の判定等を行う方式に変えて、職業評価の結果に基づき、求職活動と就職後における支援が必要なケース(直ちに職業に就くことが適当と判断される者)、訓練や指導・援助による支援が必要なケース(直ちに職業に就くよりも、訓練や指導・援助による支援を受けることが適当と判断される者)等のケースに応じて職業的自立のための支援計画を策定する等の方式を導入している。

職業評価を受けた者(214人)のうち、指導区分をセクションとされた者のグループ(111人)とセクションとされた者のグループ(39人)における就職率を比較すると、前者は91.0パーセントであるのに対して後者は71.8パーセントと19.2ポイントの差がみられ、この差は統計的に有意のものである。

また、指導区分別に現場実習の履修回数と就職率との関係をみたところ、職業評価の結果、指導区分をセクションとされた者については、現場実習の履修回数の多少にかかわらず就職率が高く、セクションとされた者については、現場実習の履修回数の多いものは就職率が高く、現場実習の履修回数の少ないもの

は就職率が低くなっている。しかしながら、指導区分をセクション とされた者については、セクション とされた者に比べて、現場実習の履修回数が平均的に少なくなっている（表4参照）。

表4 職業評価結果（指導区分）別、現場実習履修回数別の就職率等

（単位：回、人、％）

職業評価結果 （指導区分）	現場実習 履修回数 （2学年時）	生徒数		就職率	現場実習履修 回数等の平均等
		就職 者数	未就職 者数		
セクション 〔直ちに（在学者にあっては卒業後直ちに）職業に就くことが適当であると判断される者〕	0	2	2	0	100.0
	1	43	37	6	86.0
	2	54	50	4	92.6
	3	8	8	0	100.0
	4	2	2	0	100.0
	5	2	2	0	100.0
	計	111	101	10	91.0
セクション 必要な訓練や教育を受けることによって初めて職業に就くことが適当であると判断される者	0	4	1	3	25.0
	1	14	10	4	71.4
	2	20	16	4	80.0
	3	1	1	0	100.0
	計	39	28	11	71.8

（注）当省の調査（個人調査）結果による。

（参考） 養護学校卒業生（248人）の職業評価実施状況

職業評価実施状況	職業評価結果（指導区分）等	生徒数
		（人）
職業評価を受けた者	セクション	111
	セクション	39
	セクション	1
	セクション + セクション	1
	指導区分なし	25
	指導区分が不明	37
	小計	214
職業評価を受けていない者	職業評価利用校	13
	職業評価未利用校	14
	小計	27
職業評価を受けたかどうか不明の者		7
合 計		248

（注）1 当省の調査（個人調査）結果による。

2 「セクション + セクション」は、この2つの指導区分のいずれにも該当すると地域障害者職業センターが判定した者である。

3 「指導区分なし」は、地域障害者職業センターが指導区分の判定を行っていない者である。

（I）以上の分析結果は、職業評価の結果、必要な訓練や教育を受けることが適当と判断される者に対して現場実習の履修の機会を十分に確保することにより、これらの者の就業の可能性が高まることを示している。

(2) 進路相談（職業相談）

ア 実施の内容等

養護学校は、進路指導において「個々の生徒のもつ特性等を的確に把握し、その個性の伸長を図るとともに、生徒が主体的に自己の特性についての理解を深め、将来の学校や職業等に関する情報を収集、活用し、進路に関する相談等を通じて、進路の選択決定をすることができるよう指導、援助していくことが必要である」とされている（「特殊教育諸学校高等部学習指導要領解説 養護学校（知的障害教育）編」（平成4年文部省作成。以下「学習指導要領解説」という。）。このうち進路相談は、「公共職業安定所や障害者職業センターの協力を得て行われる職業相談、社会福祉施設入所や通所に関する福祉事務所との相談、現場実習、進路選択・決定に関する相談などの他、必要に応じて行う」とされている（指導の手引）。進路相談においては、「進路先に関する情報を提供するとともに、生徒本人や保護者の進路に関する意向を把握し、生徒自身が現場実習先や進路先を選択・決定できるよう適切に援助することが大切である」とされている（指導の手引）。

また、公共職業安定所は、「学校が学生又は生徒に対して行う職業指導に協力しなければならない」とされている（職業安定法第26条第2項）。職業指導は、「職業に就こうとする者に対し、実習、講習、指示、助言、情報の提供その他の方法により、その者の能力に適合する職業の選択を容易にさせ、及びその職業に対する適応性を増大させるために行う指導」（同法第4条第4項）であり、養護学校が生徒に対して進路相談（職業相談）を行うときは、公共職業安定所が職業指導の一環として協力していくこととなる。

養護学校が就業を希望する生徒に対して行う進路相談（職業相談）は、3年間の在学中に随時行われている。このうち、卒業後の進路の方向性について意思を固め、本格的な準備活動に入っていく時期（通常は第3学年時の始め頃）に行われる進路相談（職業相談）は、公共職業安定所が参加して、生徒本人、保護者、養護学校教員及び公共職業安定所職員が一堂に会する、いわゆる四者面談として実施される場合もある。

養護学校と公共職業安定所とが協力して進路相談（職業相談）

を実施し、生徒本人及び保護者の職種や勤務地に関する希望、本人の職業能力や適性、地域における障害者に係る求人等雇用の動向、求人事業所に関する情報等就業を希望する生徒の進路に関する具体的な情報を共有し、個々の生徒に対して総合的な観点からのアドバイスを行うことにより、適切な進路の選択・決定が促され、生徒の就業可能性の増大、卒業後の社会生活、職業生活への円滑な移行等の良い影響を与えることが期待される。そこで、四者面談の実施、すなわち養護学校の進路相談（職業相談）への公共職業安定所の参加が生徒の就業に結び付いているか否か、その効果を把握するため、四者面談の実施状況と生徒の就業状況との関係について分析した。

イ 把握の結果等

(7) 調査した 68 養護学校における四者面談の実施状況をみると、47 校（69.1 パーセント）と多くの養護学校が実施している。

(1) 四者面談を実施している養護学校（47 校）と実施していない養護学校（21 校）における就職率を比較すると、前者が 73.0 パーセントであるのに対して後者は 69.0 パーセントと 4.0 ポイントの差がみられるが、この差は統計的に有意のものではない（表 5 参照）。

このように、養護学校における四者面談の実施の有無による生徒の就職率の差異についてみたところ、四者面談の実施が生徒の就業に影響を与えていることは確認されなかった。この要因としては、（ ）四者面談を実施している養護学校の中には、公共職業安定所の対応が、一般的な地域の雇用情勢や求職登録手続きの説明等にとどまり、生徒の個別事情に即したものとなっていないもの、（ ）四者面談を実施していない養護学校の中には、養護学校と公共職業安定所とが随時、個々の在校生の状況についての情報交換を行い、その結果に基づいて進路相談（職業相談）を行っているもの等があり、そのことが影響しているのではないかと推測される。

表 5

四者面談の実施の有無と就職率

(単位:校、人、%)

区 分	養護 学校 数	卒業生数	(平成10~12年度)		就職率 (b/a)
			うち就職希 望者数 (a)	うち就職者数 (b)	
四者面談を実施し ている養護学校	47	3,585	1,253	915	73.0
四者面談を実施し ていない養護学校	21	1,271	465	321	69.0
計	68	4,856	1,718	1,236	71.9

(注) 当省の調査(学校調査)結果による。

(ウ) 養護学校においては、四者面談等進路相談(職業相談)の結果を踏まえて、その後の教育・指導、例えば現場実習を行っており、これらの活動を経由して進路相談(職業相談)が生徒の就業に影響を与えていることが想定される。そこで、個人調査の対象とした養護学校卒業生を四者面談を実施している学校の卒業生と実施していない学校の卒業生にグループ分けし、更に現場実習の履修回数別に分けて就職率との関係について分析した。

個人調査の対象とした248人を四者面談を実施している養護学校の卒業生のグループ(163人)と実施していない養護学校の卒業生のグループ(85人)に分けた上で、現場実習の履修回数と就職率との関係をみたところ、どちらのグループも現場実習の履修回数が少なければ就職率が低く、現場実習の履修回数が多いほど就職率が高い傾向がみられるが、四者面談を実施せず現場実習の履修回数が少ないものの就職率は低くなっている一方、四者面談を実施し現場実習の履修回数が多いものの就職率は特に高くなっている(表6参照)。

表 6 四者面談の実施の有無別、現場実習履修回数別の就職率等

(単位：回、人、%)

区 分	現場実習履修回数 (3学年時)	卒業生数			就職率 (b/a)	現場実習履修回数 の平均等
		(a)	うち就職者数(b)	うち未就職者数		
四者面談を 実施してい る養護学 校の卒業生	0	7	1	6	14.3	平均 1.99 回 (最頻値、中 央値とも 2 回)
	1	51	42	9	82.4	
	2	60	53	7	88.3	
	3	33	30	3	90.9	
	4	7	7	0	100.0	
	5	4	4	0	100.0	
	6	1	1	0	100.0	
計	163	138	25	84.7		
四者面談を 実施してい ない養護学 校の卒業生	0	2	0	2	0.0	平均 1.82 回 (最頻値、中 央値とも 2 回)
	1	21	16	5	76.2	
	2	52	44	8	84.6	
	3	10	8	2	80.0	
	計	85	68	17	80.0	
合 計		248	206	42	83.1	

(注)当省の調査(個人調査)結果による。

- (I) 以上の分析結果は、養護学校が四者面談を実施し、その結果を踏まえて現場実習の機会を十分に確保することにより、生徒の就業の可能性が高まることを示している。

(3) 現場実習

ア 実施の内容等

養護学校等における「職業に関する各教科・科目については、現場実習をもって実習に替えることができる」とされている（学習指導要領）。知的障害教育における場合は、現場実習は作業学習の指導として実施されることが一般的である。現場実習では、現実的な条件下で、生徒の職業適性等を明らかにし、職業生活ないしは社会生活への適応性を養うことを意図している。現場実習の実施に当たっては、生徒一人一人の障害の実態に応じ、保護者、事業所及び公共職業安定所等関係機関と密接な連携を図り、綿密な計画を立てることが大切であるとされている（学習指導要領解説）。

また、公共職業安定所は、「学生生徒等に対する職業指導を効果的かつ効率的に行うことができるよう、学校その他の関係者と協力して、職業を体験する機会の付与その他の職業の選択についての学生又は生徒の関心と理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする」とされている（職業安定法第26条第3項）。

養護学校において、現場実習は、第1学年時から第3学年時まで各学年で行われるが、第3学年時に実施される現場実習は、就職を希望する生徒においては、単に就業体験としてよりも現場実習先への就職を目指すという意味合いが強くなっている。一方、これらの生徒を受け入れる事業者にとっては、現場実習を通じて生徒の適性や作業能力、対人関係における協調性等を把握し、雇用の可否を判断する機会となっており、こうしたことから、現場実習先の開拓は、実質的に生徒の就職先（求人）の開拓の意味をも有している。

現場実習先の開拓に当たっては、多くの求人情報を有し、かつ、障害者の雇用について事業所を指導している公共職業安定所と養護学校との連携が図られることにより、その効果として現場実習先の確保が進み、ひいては生徒の就業可能性の増大等の良い影響を与えることが期待される。そこで、養護学校における現場実習先の開拓に係る公共職業安定所との連携が生徒の就業に結び付いているか否か、その効果を把握するため、養護学校における現場実習の実施状況と生徒の就業状況との関係、現場実習先の開拓方法と生徒の就業状況との関係について分析した。

イ 把握の結果等

(ア) 調査した 68 養護学校における卒業者の就職状況をみると、養護学校を卒業後すぐに就職した者のほとんど（94.4 パーセント）が第 3 学年時の現場実習先に就職している（表 7 参照）。

表 7 現場実習先への就職状況

（単位：人、％）

卒業年月	就職者数	うち現場実習先への就職者	
		人数	割合
平成 11 年 3 月	441	418	94.8
12 年 3 月	445	421	94.6
13 年 3 月	376	352	93.6
計	1,262	1,191	94.4

(注) 1 当省の調査（学校調査）結果による。

2 本表は、各養護学校が独自に整理した資料に基づくものであり、それぞれ把握時点が異なるため、その就職者数（1,262 人）等は当省の学校調査結果による他の表における就職者数（1,236 人、各年 5 月 1 日現在の就職者数の計）等とは一致しない。

個人調査を行った養護学校卒業生（248 人）に対して、その就業の実態や就業に関する意識等を把握するため「養護学校卒業生の就業状況実態調査」（以下「アンケート調査」という。）を行った。その結果によれば、養護学校を卒業してすぐに就職した者 206 人に対して「その職場に就職を決めた理由」について質問したところ、「自分にもできそうな仕事だった」と回答した者が 129 人（62.6 パーセント）、「現場実習の際に職場の雰囲気良かった」と回答した者が 107 人（51.9 パーセント）、「職場が自宅に近いなど、通勤がしやすかった」と回答した者が 89 人（43.2 パーセント）、「職場の人が障害者に対して理解があった」と回答した者が 79 人（38.3 パーセント）等となっており、現場実習先での経験が就職先の選択の主要な要因の 1 つとなっていることがうかがえる（表 8 参照）。

表 8 養護学校卒業者の就職先決定の理由

(単位：人、%)

区分	実回答者数	就職先決定の理由(複数回答)							
		自分にもできそうな仕事だった	現場実習の際に職場の雰囲気が良かった	職場が自宅から近いなど通勤がしやすかった	職場の人が障害者に対して理解があった	家族が勧めた	その職場の仕事がしたかった	給料など待遇が良かった	その他
回答者数(構成比)	206(100)	129(62.6)	107(51.9)	89(43.2)	79(38.3)	49(23.8)	39(18.9)	33(16.0)	23(11.2)

(注) 当省の調査(アンケート調査)結果による。

- (1) 個人調査の対象とした 248 人における現場実習の履修回数と就職率との関係を見たところ、現場実習を履修していない者及び履修回数が少ない者は就職率が低く、現場実習の履修回数が多い者は就職率が高くなっている(表 9 参照)。

表 9 現場実習履修回数別の就職率

(単位：回、人、%)

現場実習履修回数(3学年時)	卒業生数			就職率
	就職者数	未就職者数		
0	9	1	8	11.1
1	72	58	14	80.6
2	112	97	15	86.6
3	43	38	5	88.4
4	7	7	0	100.0
5	4	4	0	100.0
6	1	1	0	100.0
計	248	206	42	83.1

(注) 当省の調査(個人調査)結果による。

なお、アンケート調査では、「養護学校で受けた現場実習は、良かったと思いますか」と質問したところ、248 人中 195 人(78.6 パーセント)が「良かった」と回答している(表 10 参照)。

また、「養護学校で受けた現場実習についてどのように感じたか」と質問したところ、「いろいろな作業内容の現場実習先を選ぶようにしてほしい」と回答した者が 88 人(35.5 パーセント)、「現場実習の回数を多くしてほしい」と回答した者が 62 人(25.0 パーセント)、「現場実習の期間が短く、仕事を十分覚

えることができなかった」と回答した者が 56 人（22.6 パーセント）等となっており、現場実習の回数・内容に関する要望が少なくないことがうかがえる。これを卒業時の就職・未就職の別にみると、「いろいろな作業内容の現場実習先を選べるようにしてほしい」と回答した未就職者の割合は、就職者の割合の約 2 倍となっている（表 11 参照）。

表 10 現場実習に対する評価

（単位：人、％）

区 分	計	良かった	良くなかった	どちらでもない	無回答
回答者数 (構成比)	248 (100)	195 (78.6)	5 (2.0)	45 (18.1)	3 (1.2)

(注)当省の調査(アンケート調査)結果による。

表 11 養護学校卒業者が現場実習について感じたこと

（単位：人、％）

区 分	実 回 答 者 数	現場実習について感じたこと（複数回答）						
		いろいろな作業内容の現場実習先を選べるようにしてほしい	現場実習の回数を多くしてほしい	現場実習の期間が短く、仕事を十分覚えることができた	自分の希望した仕事に当てはまる現場実習先がなかった	現場実習で仕事のやり方を十分に教えてもらえなかった	その他	無回答
回答者数 (構成比)	248 (100)	88 (35.5)	62 (25.0)	56 (22.6)	42 (16.9)	23 (9.3)	43 (17.3)	42 (16.9)
卒業時 就職者	206 (100)	63 (30.6)	48 (23.3)	49 (23.8)	32 (15.5)	22 (10.7)	36 (17.5)	39 (18.9)
卒業時 未就職者	42 (100)	25 (59.5)	14 (33.3)	7 (16.7)	10 (23.8)	1 (2.4)	7 (16.7)	3 (7.1)

(注)当省の調査(アンケート調査)結果による

(ウ) 調査した 68 養護学校のうちデータが得られた 55 養護学校における現場実習先の新規開拓数をみると、平成 10 年度から 12 年度までの 3 年間に新規に開拓された現場実習先事業所数は 1,551 事業所となっている。開拓した現場実習先について開拓方法別にみると、職員、保護者等の情報を基に開拓したものが 541 事業所（34.9 パーセント）、公共職業安定所の情報を基に開拓したものが 456 事業所（29.4 パーセント）、電話帳等の情報を基に開拓し

たものが 289 事業所（18.6 パーセント）、公共職業安定所のあっせんにより開拓したものが 161 事業所（10.4 パーセント）等となっている（表 12 参照）。

表 12 開拓方法別の現場実習先開拓数（平成 10～12 年度）

（単位：事業所、人、％）

区分	開拓した現場実習先の数	学校が各種の情報を基に開拓						公共職業安定所のあっせんにより開拓	福祉事務所のあっせんにより開拓	その他縁故等により開拓	[参考] 就職状況（平成 10～12 年度）		
		職員、保護者等の情報の情報	公共職業安定所の情報	電話帳等の情報の情報	福祉事務所の情報	情報源不明	就職希望者数				就職者数	就職率	
開拓数	1,551	1,310	541	456	289	8	16	161	17	63	1,440	1,037	72.0
(構成比)	(100)	(84.5)	(34.9)	(29.4)	(18.6)	(0.5)	(1.0)	(10.4)	(1.1)	(4.1)			

（注）1 当省の調査（学校調査）結果による。

2 「学校が各種の情報を基に開拓」とは、各種の情報を基に養護学校が自ら事業所を訪問して依頼し、現場実習先として開拓したものであり、「あっせんにより開拓」とは、現場実習の受入可能な事業所としてあっせん、紹介を受けて開拓したものである。

これらの主な情報源、あっせん機関等別に、各養護学校が開拓した現場実習先事業所数全数に占める当該情報源、あっせんによる開拓事業所数の割合と当該養護学校における就職率との関係について分析した。

その結果、職員、保護者等の情報を基に開拓した現場実習先の割合、あるいは電話帳等の情報を基に開拓した現場実習先の割合については、就職率との間に相関関係はみられない一方、公共職業安定所との連携（情報提供及びあっせん）により開拓した現場実習先の割合については、それが大きいほど就職率が高くなる傾向がみられた（表 13、14 及び 15 参照）。

表 13 職員、保護者等の情報を基に開拓した現場実習先が
全体に占める割合別の就職率等

(単位：校、%)

職員、保護者等の情報を基に開拓した 現場実習先が全体に占める割合	学校数	就職率
0パーセントの養護学校のグループ	10	66.8
0パーセントを超え20パーセント以下のグループ	9	75.3
20パーセントを超え40パーセント以下のグループ	11	74.2
40パーセントを超え60パーセント以下のグループ	7	70.8
60パーセントを超え80パーセント以下のグループ	11	77.3
80パーセントを超え100パーセント以下のグループ	7	64.5
計	55	72.0

(注) 1 当省の調査(学校調査)結果による。

2 「職員、保護者等の情報を基に開拓した現場実習先が全体に占める割合」とは、各養護学校が平成10年度から12年度に新規開拓した現場実習先(事業所数全数)に占める職員、保護者等の情報を基に開拓した現場実習先(事業所数)の割合である。

表 14 電話帳等の情報を基に開拓した現場実習先が
全体に占める割合別の就職率等

(単位：校、%)

電話帳等の情報を基に開拓した 現場実習先が全体に占める割合	学校数	就職率
0パーセントの養護学校のグループ	36	76.0
0パーセントを超え20パーセント以下のグループ	5	68.9
20パーセントを超え40パーセント以下のグループ	6	71.0
40パーセントを超え60パーセント以下のグループ	5	72.3
60パーセントを超え80パーセント以下のグループ	2	40.0
80パーセントを超え100パーセント以下のグループ	1	40.5
計	55	72.0

(注) 1 当省の調査(学校調査)結果による。

2 「電話帳等の情報を基に開拓した現場実習先が全体に占める割合」とは、各養護学校が平成10年度から12年度に新規開拓した現場実習先(事業所数全数)に占める電話帳等の情報を基に開拓した現場実習先(事業所数)の割合である。

表 15 公共職業安定所との連携により開拓した現場実習先が全体に占める割合別の就職率等

(単位：校、%)

公共職業安定所との連携により開拓した現場実習先が全体に占める割合	学校数	就職率
0パーセントの養護学校のグループ	5	62.8
0パーセントを超え20パーセント以下のグループ	15	62.4
20パーセントを超え40パーセント以下のグループ	12	72.3
40パーセントを超え60パーセント以下のグループ	8	80.0
60パーセントを超え80パーセント以下のグループ	8	78.3
80パーセントを超え100パーセント以下のグループ	7	83.5
計	55	72.0

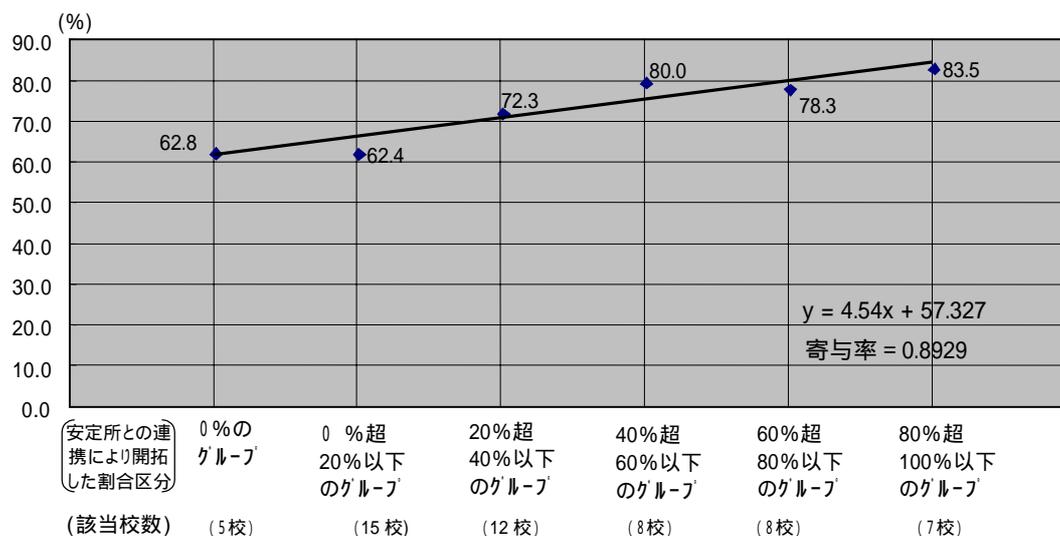
(注) 1 当省の調査(学校調査)結果による。

2 「公共職業安定所との連携により開拓した現場実習先が全体に占める割合」とは、各養護学校が平成10年度から12年度に新規開拓した現場実習先(事業所数全数)に占める公共職業安定所の情報又はあっせんにより開拓した現場実習先(事業所数)の割合である。

(参考)

公共職業安定所との連携により開拓した現場実習先が全体に占める割合と就職率との関係

(就職率)



(I) 以上の分析結果は、養護学校が、公共職業安定所の協力を得て現場実習先を積極的に開拓し、現場実習の機会を十分に確保することにより、生徒の就業の可能性が高まることを示している。

2 養護学校の卒業生の職場適応・定着支援に係る学校教育と職業リハビリテーションとの連携

(1) 実施の内容等

養護学校の卒業生は、卒業後の社会生活や職業生活等で様々な問題に直面し、苦慮していることが少なくなく、また、進路先の事業所等が卒業生にかかわる問題を抱えることもあることから、卒業生がより安定した生活を送れるようにするための支援的対応として、卒業後指導（職場適応・定着の援助等）が必要であるとされている（指導の手引）。

また、公共職業安定所は、障害者の職業の安定を図るために必要があると認めるときは、その紹介により就職した障害者その他事業主に雇用されている障害者に対して、その作業の環境に適応させるために必要な助言又は指導を行うことができるとされており（障害者雇用促進法第8条の2）、さらに、障害者を雇用する者等に対して、雇入れ、配置、作業補助具、作業の設備又は環境その他障害者の雇用に関する技術的事項についての助言又は指導を行うことができるとされている（同法第8条の3）。

養護学校の卒業生については、健常者の場合に比べて職場への適応や転職などに困難が伴いがちであることから、養護学校及び公共職業安定所における、養護学校卒業生の職場適応・定着支援は必要不可欠となっている。

職場適応・定着支援に当たっては、養護学校及び公共職業安定所が卒業生、就職先事業所の状況等に関する情報を交換・共有化し、両者が協力して相談・指導に当たる等、密接な連携協力が図られることにより、卒業生の職場への適応・定着の促進等が期待される。そこで、養護学校及び公共職業安定所による職場適応・定着支援の実施に係る両者の連携協力が職場定着に結び付いているか否か、その効果等を把握するため、職場適応・定着支援の実施状況と卒業生の職場定着状況との関係等について分析した。

(2) 把握の結果等

ア 調査した68養護学校のうち66養護学校（注）について、卒業してすぐに就職した者のうち就職3年後に当該職場に在職しているものの割合（以下「職場定着率」という。）をみると、3年間（平成

9年3月卒業475人、平成10年3月卒業498人、平成11年3月卒業437人、計1,410人)の平均で64.0パーセントとなっている(表16参照)。

(注)2校については、該当する3年間に卒業者がいないことから、対象外としている。

一方、高等学校卒業者の職場定着率をみると、同じ3年間の平均で52.5パーセントとなっており、養護学校の卒業者の職場定着率は高等学校の卒業生のそれよりも高くなっている。

しかしながら、前述のように、養護学校卒業者に対する職場適応・定着支援は必要不可欠であり、それは次述のアンケート調査結果からもうかがわれる。

表 16 養護学校卒業時就職者の就職3年後の在職状況

(単位：校、人、%)

区分	集計学校数	就職者数 a	在職者数 b		離職者数						
					就職後1年以内 c		就職後1年超2年以内 d		就職後2年超3年以内 e		計 c+d+e
					b/a	c/a	e/a	e/a			
平成9年3月卒業	62	475	322	67.8	74	15.6	46	9.7	33	6.9	153
10年3月卒業	65	498	311	62.4	74	14.9	70	14.1	43	8.6	187
11年3月卒業	66	437	270	61.8	78	17.8	71	16.2	18	4.1	167
計		1,410	903	64.0	226	16.0	187	13.3	94	6.7	507

(注)1 当省の調査(学校調査)結果による。

2 集計学校数は、調査した68養護学校のうち当該年月に卒業者がおり、かつ、卒業時就職者の在職・離職の状況が判明している学校数である。

(参考) 新規高等学校卒業就職者の離職(在職)状況

(単位：%)

区分	離職率				職場定着率
	1年目 離職率 (a)	2年目 離職率 (b)	3年目 離職率 (c)	離職率計 (a+b+c)	
平成9年3月卒業	24.6	13.8	9.1	47.5	52.5
10年3月卒業	23.8	13.2	9.7	46.7	53.3
11年3月卒業	24.0	14.6	9.6	48.2	51.8

(注) 「新規学校卒業就職者の就職離職状況調査結果」(厚生労働省)に基づき当省が作成した。

アンケート調査では、養護学校を卒業してすぐに就職した職場に引き続き在職していると回答した者166人に対して「現在の仕事について困っていることや嫌なことがあるか」と質問したところ、困っていることや嫌なことがあるとする者の総数は78人（47.0パーセント）と半数近くに達している。その内容をみると、「仕事がきつい」と回答した者が32人（19.3パーセント）、「給料などに満足していない」と回答した者が25人（15.1パーセント）、「仕事の悩みなどについて相談する人がいない」と回答した者が19人（11.4パーセント）、「職場が自宅から遠いなど通勤が大変」と回答した者が18人（10.8パーセント）等となっている（表17参照）。

また、養護学校を卒業してすぐに就職し、その後その職場を辞めたと回答した者40人に対して、離職の理由について質問したところ、「職場の雰囲気になじめなかった」と回答した者が10人（25.0パーセント）、「職場の人が障害者に対して理解がなかった」と回答した者が10人（25.0パーセント）、「職場の人とトラブルがあった」と回答した者が9人（22.5パーセント）、「職場から辞めるように勧められた」と回答した者が8人（20.0パーセント）、「解雇された」と回答した者が8人（20.0パーセント）、「仕事が体力的にきつかった」と回答した者が7人（17.5パーセント）等となっており、職場の人間関係や職場側の都合が離職の主要な原因となっていることがうかがえる（表18参照）。

表 17 卒業時に就職した職場に引き続き在職している養護学校卒業者が仕事について困っていることや嫌なこと

（単位：人、％）

区 分	実回答者数	困っていることや嫌なことがあると答えた者の総数	困っていることや嫌なことの内容(複数回答)							困っていることや嫌なことはないと答えた者	無回答
			仕事がきつい	給料などに満足していない	仕事の悩みなどについて相談する人が近くにいない	職場が自宅から遠いなど通勤が大変	自分の希望した仕事ではない	職場の人が障害者に対して理解がない	その他		
回答者数 (構成比)	166 (100)	78 (47.0)	32 (19.3)	25 (15.1)	19 (11.4)	18 (10.8)	9 (5.4)	4 (2.4)	17 (10.2)	26 (15.7)	62 (37.3)

（注）当省の調査(アンケート調査)結果による。

表 18

養護学校卒業者が離職した理由

(単位：人、%)

区分	実回答者数	離職の理由(複数回答)														無回答
		職場の雰囲気になじめなかった	職場の人が障害者に対して理解がなかった	職場の人のトラブルがあった	職場から辞めるよう勧められた	解雇された	仕事にきつかった	職場が倒産した	職場が自宅から遠いなど通勤が大変だった	給料などの待遇が不満	自分の希望した仕事ではなかった	仕事の内容が難しくできなかった	病気など健康上の理由	家族から辞めるよう勧められた	その他	
回答者数(構成比)	40 (100)	10 (25.0)	10 (25.0)	9 (22.5)	8 (20.0)	8 (20.0)	7 (17.5)	5 (12.5)	4 (10.0)	4 (10.0)	4 (10.0)	3 (7.5)	3 (7.5)	1 (2.5)	5 (12.5)	5 (12.5)

(注) 当省の調査(アンケート調査)結果による。

養護学校を卒業してすぐに就職した者 206 人及びすぐには就職しなかった者であってその後に就職した 20 人の計 226 人に対して、「就職した後の、卒業した養護学校の先生、公共職業安定所、地域障害者職業センター等からの支援について、期待することはどのようなことか」と質問したところ、「仕事の悩みについて相談にのってほしい」と回答した者が 88 人(38.9 パーセント)、「仕事以外の悩みについて相談にのってほしい」と回答した者が 58 人(25.7 パーセント)等となっているなど、半数以上の者が支援に期待している(表 19 参照)。

また、養護学校を卒業してすぐに就職し、その後その職場を辞めたと回答した者 40 人に対して、「仕事を辞めるときに、誰かに相談しましたか」と質問したところ、「相談した」と回答した者は 27 人(67.5 パーセント)、「相談しなかった」と回答した者は 7 人(17.5 パーセント)となっている。

「相談した」と回答した者 27 人に対して、「仕事を辞める時に相談したのは誰ですか」と質問したところ、「家族」と回答した者が 21 人(77.8 パーセント)、「卒業した養護学校の先生」と回答した者が 16 人(59.3 パーセント)、「公共職業安定所の職員」と回答した者が 12 人(44.4 パーセント)等となっており、養護学校及び公共職業安定所は、家族に次いで離職時等仕事上の悩み事があるときの相談相手として期待されていることがうかがえる(表 20 参照)。

なお、養護学校を卒業してすぐに就職した者 206 人及びすぐには

就職しなかった者であってその後に就職した 20 人の計 226 人に対して、「就職した後の、卒業した養護学校の先生、公共職業安定所、地域障害者職業センター等からの支援について満足しているか」と質問したところ、「満足している」と回答した者が 114 人(50.4 パーセント)、「満足していない」と回答した者が 23 人(10.2 パーセント)、「どちらでもない」と回答した者が 78 人(34.5 パーセント)等となっている(表 21 参照)。

表19 就職後における関係機関による支援に対する養護学校卒業者の期待

(単位：人、%)

区 分	実回答者数	期待すること(複数回答)				その他 〔特に期待することはない〕	無回答
		仕事の悩みに ついて相談に のってほしい	仕事以外の悩 みについて相 談にのってほ しい	仕事のやり方 などについて 教えてほしい	その他 〔左記以外のも の〕		
回答者数 (構成比)	226 (100)	88 (38.9)	58 (25.7)	28 (12.4)	30 (13.3)	16 (7.1)	62 (27.4)

(注) 当省の調査(アンケート調査)結果による。

表20 養護学校卒業者の離職時の相談状況

(単位：人、%)

区 分		回答者数	合計に対する割合	相談したと答えた者(実数)に対する割合
相談した (複数回答)	公共職業安定所の職員	12	30.0	44.4
	卒業した学校の先生	16	40.0	59.3
	障害者職業センターの職員	4	10.0	14.8
	家族	21	52.5	77.8
	親戚や知り合い	5	12.5	18.5
	その他	1	2.5	3.7
		27	67.5	100.0
相談しなかった		7	17.5	
無回答		6	15.0	
計		40	100.0	

(注) 当省の調査(アンケート調査)結果による。

表 21 就職後の関係機関による支援に対する養護学校卒業者の満足度

(単位：人、%)

区 分	計	満足している	満足してい ない	どちらで もない	無回答
回答者数 (構成比)	226 (100)	114 (50.4)	23 (10.2)	78 (34.5)	11 (4.9)

(注)当省の調査(アンケート調査)結果による。

イ 調査した 68 養護学校における卒業者に対する職場適応・定着支援の実施方法をみると、卒業者の職場に卒業者を訪問して行っているものが 68 校(100.0 パーセント)、卒業者への電話連絡により行っているものが 28 校(41.2 パーセント)、同窓会の場での卒業者の近況把握により行っているものが 22 校(32.4 パーセント)等となっている(表 22 参照)。

また、学校調査の対象とした養護学校(68 校)の所在地を管轄する公共職業安定所(68 所)について、養護学校の生徒・卒業者に対する職業リハビリテーションの実施状況等を調査(以下「公共職業安定所調査」という。)した。この 68 公共職業安定所における養護学校の卒業者に対する職場適応・定着支援の実施方法をみると、卒業者の職場に卒業者を訪問して行っているものが 66 安定所(97.1 パーセント)、卒業者への電話連絡により行っているものが 33 安定所(48.5 パーセント)等となっている(表 23 参照)。

このように、職場への訪問による職場適応・定着支援はほとんどの養護学校、公共職業安定所で実施されており、主要な支援の実施方法となっている。

表 22 養護学校における職場適応・定着支援の実施方法

(単位：校、%)

区 分(複数回答)	実施養護学校数	調査した養護学校数 (68)に占める割合
教職員による職場への訪問	68	100.0
教職員による自宅や職場への電話連絡	28	41.2
教職員による郵便を用いた近況把握	7	10.3
同窓会の場での近況把握	22	32.4
その他	22	32.4

(注)1 当省の調査(学校調査)結果による。

2 「その他」とは、卒業者の親睦の場(青年学級等)や在校生との交流会等の場における近況把握である。

表 23 公共職業安定所における職場適応・定着支援の実施方法

(単位：所、%)

区 分 (複数回答)	実施公共職業安定所数	調査した公共職業安定所数(68)に占める割合
職員等による職場への訪問	66	97.1
職員等による職場への電話連絡	33	48.5
職員等による郵便を用いた近況把握	7	10.3

(注) 当省の調査(公共職業安定所調査)結果による。

ウ 職場適応・定着支援に係る養護学校と公共職業安定所との連携の効果を把握するため、主要な方法となっている職場への訪問指導に着目して、職場定着率との関係を分析する。

養護学校卒業者の職場不適応等の問題が発生した場合等における養護学校と公共職業安定所との共同による職場への訪問指導(以下「共同訪問指導」という。)の実施状況をみると、66校・所中20校・所(30.3パーセント)が実施している。共同訪問指導の実施の有無による卒業者の職場定着率の差異についてみると、共同訪問指導を実施している養護学校における職場定着率は69.6パーセントであるのに対して、実施していない養護学校における職場定着率は62.2パーセントと7.4ポイントの差がみられるが、この差は統計的に有意のものである(表24参照)。

表 24 共同訪問指導の実施の有無と職場定着率

(単位：校、所、人、%)

区 分	養護学校・公共職業安定所数	就職者数 a	就職3年以内の離職者数 b	在職者数 c=(a-b)	職場定着率 c/a
共同訪問指導を実施している	20	352	107	245	69.6
共同訪問指導を実施していない	46	1,058	400	658	62.2
合 計	66	1,410	507	903	64.0

(注) 1 当省の調査(学校調査)結果による。

2 就職者数は、平成9年3月卒業、10年3月卒業及び11年3月卒業の3か年の卒業生で卒業後すぐに就職した者の数である。

エ 以上の分析結果は、養護学校の卒業者に対する職場適応・定着支援を手厚く実施していくことが必要であり、その実施に際しては、養護学校と公共職業安定所とが密接に連携を図って総合的に実施していくことが効果的であることを示している。

第3 評価の結果及び意見

(政策効果の把握の結果)

以上の「政策効果の把握の結果等」を整理すれば、以下のとおりである。

我が国の障害者対策は、「障害者対策に関する新長期計画」、同計画の具体化を図るための重点施策実施計画である「障害者プラン」等によって全般的な推進が図られている。

障害者対策においては、障害者のライフステージのすべての段階において全人間的復権を目指す「リハビリテーション」の理念と、障害者が障害をもたない者と同等に生活し、活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念の実現に向けて、関係諸施策が推進されているが、これらの理念を実現するためには、障害者がその適性と能力に応じて、できる限り社会的自立、職業的自立が図られるよう推進していくことが特に重要である。

障害者の就業に関する政策は、障害者の社会的・職業的自立の促進等を目的としており、関係施策として、労働行政の側からは、事業主に対する障害者の雇用の促進に係る指導・援助、障害者に対する職業リハビリテーション等が、教育の側からは、生徒・学生に対する学校教育の中で職業教育、進路指導を中心に職業的自立に向けた教育活動等が実施されている。障害者の就業については、多くの障害者が盲・聾・養護学校の高等部等で教育を受け卒業後に就業等している状況にあり、盲・聾・養護学校の高等部在学中から卒業後の職場への適応・定着に至る段階における社会的・職業的自立の支援が最重要の課題となっていることから、この段階における教育の側からの学校教育及び労働行政の側からの職業リハビリテーションの取組等を、複数の行政機関の所掌に係る政策について総合性を確保するための評価として本政策評価の対象とした。中でも、知的障害者は、若年の障害者の半数以上を占め、その就業はいまだ厳しい状況の下にあることから、養護学校における就業に係る進路指導等、及び就業した卒業者に対する職場適応・定着支援、並びにこれらに対応した職業リハビリテーションの関わりを例に取った。

養護学校における就業に係る進路指導等の具体的な実施方法等については、学習指導要領等に定めるほか、それぞれの養護学校に任されているが、標準的な取組について、養護学校と公共職業安定所を始めとする労働関係機関の双方がかかわる場面を中心にみると、次のとおり行われている。

養護学校は、第2学年時の前半頃に、就業を希望する者等に地域障害者職業センターの職業評価を受けさせて、生徒の職業能力、適性等を把握する。

養護学校は、第3学年時の始め頃に、生徒の卒業後の進路について、生徒・保護者、養護学校等関係者の意思の統一を図り、本格的な準備活動に入るための進路相談（職業相談）を実施する。これに公共職業安定所等が情報提供、進路相談（職業相談）への参加等により協力する。

養護学校は、各学年の前半及び後半に各1回程度の頻度で現場実習を実施する。公共職業安定所等は、養護学校の現場実習先の開拓について情報提供、あっせん等により協力する。

また、就業した卒業者に対して、養護学校、公共職業安定所の双方により、職場への適応・定着のための支援的活動が行われている。

本政策評価においては、盲・聾・養護学校の高等部在学中から卒業後の職場への適応・定着に至る段階における障害者の就業に関する政策について、学校教育と職業リハビリテーションとの連携協力により総合的に実施され効果を上げているか等の観点から、養護学校と公共職業安定所等労働関係機関との連携協力に係る4場面を例に取って分析した。

(1) 養護学校の生徒の就業の促進に係る学校教育と職業リハビリテーションとの連携

ア 職業能力等の評価

養護学校が、障害者の職業リハビリテーションの専門機関である地域障害者職業センターの職業評価を利用し、評価結果を活用して、その後の職業面における教育・指導、例えば現場実習を的確に実施することにより、生徒の就業可能性の増大、卒業後の社会生活、職業生活への円滑な移行等の良い影響を与えることが期待される。そこで、職業評価の利用及び評価結果の活用が生徒の就業に結び付いているか否か、その効果を把握することとし、職業評価の利用及び評価結果の活用状況と生徒の就業状況との関係について分析した。

養護学校における職業評価の利用の有無等による生徒の就職率の差異についてみたところ、職業評価の利用が生徒の就業に影響を与えていることは確認されなかった。

一方、職業評価の利用が、その後の現場実習の機会の付与等への反映を通じて、養護学校生徒の卒業時の就職に影響を与えているかどうかについて、調査した養護学校の卒業者を職業評価の結果に基づく指導区分によりグループ分けし、更に現場実習の履修回数別に分けて就職率との関係についてみたところ、()職業評価の結果、指導区分を

セクション（直ちに（在学者にあつては卒業後直ちに）職業に就くことが適当であると判断される者）とされた者については、現場実習の履修回数の多少にかかわらず就職率が高く、（ ）セクション（必要な訓練や教育を受けることによって初めて職業に就くことが適当であると判断される者）とされた者については、現場実習の履修回数の多いものは就職率が高く、現場実習の履修回数の少ないものは就職率が低くなっている。しかしながら、指導区分をセクションとされた者については、セクションとされた者と比べて、現場実習の履修回数が平均的に少なくなっている。

このことは、職業評価の結果、必要な訓練や教育を受けることが適当と判断される者に対して現場実習の履修の機会を十分に確保することにより、これらの者の就業の可能性が高まることを示している。

イ 進路相談（職業相談）

養護学校と公共職業安定所とが協力して進路相談（職業相談）を実施し、生徒本人及び保護者の職種や勤務地に関する希望、本人の職業能力や適性、地域における障害者に係る求人等雇用の動向、求人事業所に関する情報等就職を希望する生徒の進路に関する具体的な情報を共有し、個々の生徒に対して総合的な観点からのアドバイスを行うことにより、適切な進路の選択・決定が促され、生徒の就業可能性の増大、卒業後の社会生活、職業生活への円滑な移行等への良い影響を与えることが期待される。そこで、このような進路相談（職業相談）における両者の協力、具体的には、生徒本人、保護者、養護学校教員及び公共職業安定所職員が一堂に会しての、いわゆる四者面談の実施が生徒の就業に結び付いているか否か、その効果を把握することとし、四者面談の実施状況と生徒の就業状況との関係について分析した。

養護学校における四者面談の実施の有無による生徒の就職率の差異についてみたところ、四者面談の実施が生徒の就業に影響を与えていることは確認されなかった。

一方、四者面談の実施が、その後の進路指導、現場実習等への反映を通じて、養護学校生徒の卒業時の就業に影響を与えているかどうかについて、調査した養護学校の卒業者を四者面談を実施している学校の卒業者と実施していない学校の卒業者にグループ分けし、更に現場実習の履修回数別に分けて就職率との関係についてみたところ、四者面談を実施していない養護学校の卒業生で現場実習の履修回数が少ない

ものの就職率が低くなっている一方、四者面談を実施している養護学校の卒業生で現場実習の履修回数が多いものの就職率は特に高くなっている。

このことは、養護学校が、四者面談を実施し、その結果を踏まえて現場実習の機会を十分に確保することにより、生徒の就業の可能性が高まることを示している。

ウ 現場実習

養護学校において、現場実習は、現実的な条件下で、生徒の職業適性等を明らかにし、職業生活ないしは社会生活への適応性を養うことを意図して、第1学年時から第3学年時まで各学年において行われているが、第3学年時に実施される現場実習は、就職を希望する生徒においては、単に就業体験としてよりも現場実習先への就職を目指すという意味合いが強くなっている。一方、これらの生徒を受け入れる事業者にとっては、現場実習を通じて生徒の適性や作業能力、対人関係における協調性等を把握し、雇用の可否を判断する機会となっており、こうしたことから、現場実習先の開拓は、実質的に生徒の就職先（求人）の開拓の意味をも有している。

現場実習先の開拓に当たっては、多くの求人情報を有し、かつ、障害者の雇用について事業所を指導している公共職業安定所と養護学校との連携が図られることにより、その効果として現場実習先の確保が進み、ひいては生徒の就業可能性の増大等の良い影響を与えることが期待される。そこで、養護学校における現場実習先の開拓に係る公共職業安定所との連携が生徒の就業に結び付いているか否か、その効果等を把握することとし、養護学校における現場実習の実施状況と生徒の就業状況との関係、現場実習先の開拓方法と生徒の就業状況との関係について分析した。

現場実習を履修していない者及び履修回数が少ない者は就職率が低く、現場実習の履修回数が多い者は就職率が高くなっている。

また、養護学校が現場実習先を開拓するに当たっては、主に公共職業安定所のあっせんや情報、養護学校職員や生徒の父兄からの情報、電話帳等の情報を基に開拓している状況がみられるが、これら主な開拓方法別の開拓事業所数が当該養護学校の開拓事業所数全体に占める割合と就職率との関係をみたところ、公共職業安定所のあっせんや情報を基に開拓したものの割合が大きいほど就職率が高くなる傾向

がみられる。

このことは、養護学校が、公共職業安定所の協力を得て現場実習先を積極的に開拓し、現場実習の機会を十分に確保することにより、生徒の就業の可能性が高まることを示している。

(2) 養護学校の卒業者の職場適応・定着支援に係る学校教育と職業リハビリテーションとの連携

養護学校の卒業者の職場適応・定着支援に当たっては、養護学校及び公共職業安定所が卒業者、就職先事業所の状況等に関する情報を交換・共有化し、両者が協力して相談・指導に当たる等、密接な連携協力が図られることにより、卒業者の職場への適応・定着の促進等が期待される。そこで、養護学校及び公共職業安定所による職場適応・定着支援の実施に係る両者の連携協力が職場定着に結び付いているか否か、その効果等を把握することとし、職場適応・定着支援の実施状況と卒業者の職場定着状況との関係等について分析した。

養護学校の卒業者の職場定着率は、高等学校の卒業者の職場定着率よりも高くなっている。しかし、障害者の職場への適応は健常者の場合に比べて困難を伴うことが多く、アンケート調査の結果によれば、養護学校卒業者の中には仕事について悩みを抱えている者も多く、職場の人間関係や職場の側の都合が離職の主な理由となっており、また、仕事等の悩みについての相談先として養護学校、公共職業安定所等に期待する養護学校の卒業者も多く、実際に離職時に養護学校の教員や公共職業安定所の職員に相談している者も多い状況がみられる。

養護学校及び公共職業安定所による養護学校の卒業者に対する職場適応・定着支援は、卒業者の職場への訪問や、卒業者への電話連絡等の方法で行われることが多いが、特に職場への訪問は、ほとんどの養護学校、公共職業安定所で実施されており、主要な支援の方法となっている。職場への訪問の実施に当たり、卒業者の職場不適応等の問題が発生した場合等に、公共職業安定所との共同訪問指導を行っている養護学校は、調査した養護学校の約3割にとどまっているが、こうした共同訪問指導の実施の有無による卒業者の職場定着率の差異についてみたところ、共同訪問指導を実施しているものの方が実施していないものに比べて職場定着率が高くなっている。

このことは、養護学校の卒業者に対する職場適応・定着支援を手厚く実施していくことが必要であり、その実施に際しては、養護学校と公共

職業安定所とが密接に連携を図って総合的に実施していくことが効果的であることを示している。

(評価の結果及び意見)

上述した政策効果の把握の結果のとおり、養護学校の生徒の職業能力、適性等の評価、進路相談（職業相談）及び現場実習並びに就業した卒業者の職場適応・定着支援の各場面において、養護学校と公共職業安定所、地域障害者職業センター等労働関係機関とが相互に連携協力して、生徒・卒業者に対して指導・支援を総合的に実施していくことが、生徒・卒業者の就業の促進や職業生活への適応・定着に効果的であること等が示されたところである。

以上を踏まえ、関係行政機関においては、今後における本政策の実施に当たり次の点について十分配慮する必要があると考える。

盲・聾・養護学校の高等部及び公共職業安定所、地域障害者職業センター等労働関係機関は、生徒の社会的・職業的自立に向けた教育、進路指導等、及び就業した卒業者の職場適応・定着支援並びにそれらに対応した職業リハビリテーションの実施に当たって、本政策評価の結果を踏まえ、必要な各場面において連携協力を図り、生徒・卒業者に対して総合的な指導・支援を行うよう努めること。

知的障害者にとって、職業生活等への適応性の向上及び就業の促進を図る上で、養護学校における現場実習が特に重要な役割を果たしており、現場実習の履修の機会を十分に確保することにより就業の可能性が高まることが示されていることから、養護学校は、現場実習をより積極的に実施していくこと。特に、地域障害者職業センターの職業評価等の結果、訓練や指導・援助による支援を受けることが適当であると判断される者等については、職業評価の結果等を踏まえつつ、当該者の職業能力、適性等に合致した現場実習の履修の機会を数多く付与すること等により、その就業の可能性を高めるよう努めること。